

令和3年 第4回西予市議会定例会産業建設常任委員会会議録

1. 会議に付した事件

別紙のとおり

1. 会議の経過

別紙のとおり

1. 開催日時 令和3年12月9日

1. 開催場所 西予市議会第1・3委員会室

1. 開 会 令和3年12月9日
午前 10時00分

1. 閉 会 令和3年12月9日
午後 3時01分

1. 出席委員

委員長 小玉 忠重

副委員長 宇都宮 久見子

委員 中村 一雅

委員 山本 英明

委員 二宮 一朗

委員 兵頭 学

1. 欠席委員

なし

1. 出席説明議員

議員 和気 数男

1. 出席説明員

(産業部)

産業部長(兼)生活福祉部産廃処理施設担当
部長 酒井 信也

経済振興課長 浦田 和喜

経済振興課課長補佐 古川 郁夫

経済振興課課長補佐 篠藤 武士

林業課長 中城 多喜恵

林業課課長補佐 酒井 淳二

農業水産課長 兵頭 章夫

農業水産課課長補佐 村上 英治

農業水産課課長補佐 濱田 信也

農業水産課係長 井上 誠教

農業水産課係長 兵頭 英司

(建設部)

建設部長 三瀬 計浩

建設課長 三瀬 文丈

建設課課長補佐 菊池 彰真

(支所)

明浜支所産業建設課長 網干 健二

明浜支所産業建設課課長補佐 桐山 正男

城川支所産業建設課長 紙崎 順一

城川支所教育課長 伊井 健一

野村支所産業建設課長 辻 信一

1. 出席議会事務局職員

書記 日野 あかり

本日の会議に付した事件

陳情第1号 西予市内建築業者の育成に関する
要望書

- 議案第83号 行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 議案第87号 西予市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第91号 西予市野村トレーニングセンター条例を廃止する条例制定について
- 議案第92号 西予市有料駐車場の指定管理者の指定について
- 議案第93号 西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第94号 西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について
- 議案第95号 高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について
- 議案第96号 西予市物産会館の指定管理者の指定について
- 議案第97号 西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について
- 議案第98号 西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 議案第99号 西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について
- 議案第100号 西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について
- 議案第101号 西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について
- 議案第102号 西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について
- 議案第103号 西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について
- 議案第104号 西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について
- 議案第105号 西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について
- 議案第109号 市道路線の廃止について
- 議案第110号 市道路線の認定について
- 議案第111号 令和3年度西予市一般会計補正予算（第8号）
- 請願第1号 米価の暴落阻止のため過剰在庫の市場隔離と生活困窮者への食料支援を求める請願

(開会 午前10時00分)

○宇都宮副委員長

これより令和3年第4回定例会産業建設常任委員会を開会いたします。

開会にあたり、委員長よりあいさつがありません。

○小玉委員長

あいさつを行う。

○宇都宮副委員長

次に、酒井産業部長よりあいさつをお願いします。

○酒井産業部長

あいさつを行う。

○宇都宮副委員長

議案の審議の前に注意事項を申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言してください。

また、委員会室への携帯電話の持込みは御遠慮ください。

それでは、これよりの運行は委員長が行います。

【産業部】

【経済振興課】

○小玉委員長

これより、本日の会議を開きます。

まず、議案第87号「西予市公園条例の一部を改正する条例制定について」経済振興課所管分を議題といたします。浦田課長の説明を求めます。

○浦田経済振興課長

それでは議案第87号「西予市公園条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。西予市公園条例では、市民の健康、休養及び文化の向上とコミュニティーづくり及び都市との交流を通じた地域活性化を目的として、西予市三滝溪谷自然公園、西予市竜沢寺緑地公園、西予市城川総合運動公園の3カ所を西予市公園として設置しているところでございます。そのうち、西予市城川総合運動公園は、昭和58年から61年に公園内にトリムコースやローラー滑り台、休憩所等が設置され、子どもから高齢者まで市民の憩いの広場として親しまれてまいりましたが、利用者の減少や各設備の老朽化、腐食や劣化が進み、安全面の確保が難しくなったため、平成23年度より施設の一部の使用を制限しているとこ

ろであります。

今回の改正は、このような状況を踏まえ、今後、集客見込みが低く、改修や維持管理も困難であることから、西予市公園から西予市城川総合運動公園を廃止するとともに、西予市三滝溪谷自然公園及び西予市竜沢寺緑地公園につきましても、同様に老朽化した設備等があることから、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉委員長

浦田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○山本委員

もう一つ三滝溪谷の話、なんかを直す予定は今からもうないということですか。遊歩道。

○浦田経済振興課長

自然公園の中にあります橋ですので、老朽化が進んで通れないということであれば、修繕ということは今後考えていこうかと思えますけど、現状においてはまだ使える状況ですので、そういう状況かと思えます。以上でございます。

○小玉委員長

ほかにございませんか。

暫時休憩いたします。(休憩 午前10時08分)

○小玉委員長

再開いたします。(再開 午前10時11分)

○二宮委員

今の御説明の中で、別表第1及び第2を削り、附則の次に次の別表を加えるという最後の部分なんですけれども、その削った部分というのがちょっと理解出来ませんでしたので御説明をお願いしたいです。

○紙崎城川支所産業建設課長

削った部分でございますけれども、三滝溪谷自然公園の中の視覚体験館、そして竜沢寺緑地公園内のベンチの5カ所、あとガラススキー場、またトリムコース、テニスコート、ガラススキー場内の売店、ここ5カ所廃止する予定としております。

○二宮委員

そうすると今外れた施設の管理をどのようにやるのか、もう一度質問させていただきます。

○紙崎城川支所産業建設課長

廃止いたしました施設につきましては、今後、除却を考えておりますので、時期が来たら除却したいと考えております。

○小玉委員長

ほかにございせんか。なければ以上で質疑を終結といたします。

お諮りします。議案第87号「西予市公園条例の一部を改正する条例について」経済振興課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小玉委員長

挙手全員であります。当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第92号「西予市有料駐車場の指定管理者の指定について」を議題といたします。浦田課長の説明を求めます。

○浦田経済振興課長

それでは議案第92号「西予市有料駐車場の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。本施設は、宇和町中心市街地における観光及び地域経済の発展を目的に、自動車を利用する方の利便性向上のための有料の駐車場施設でございまして、卯之町三丁目に第1駐車場、卯之町四丁目に第4駐車場を設置しております。施設の管理につきましては、現在、宇和町駐車場管理組合が指定管理者として管理運営を行っております。

今回、指定期間の終了に伴い、本施設の指定管理者の候補者といたしまして、産業部指定管理者審査委員会での協議の結果、非公募により、宇和町駐車場管理組合を指定管理候補者として選定をいたしましたので、その指定につきまして、議会の議決を求めるものであります。その理由といたしましては、同組合は地元商店街等の状況に熟知し、商工及び観光の発展に密接に関係している団体であることから、自動車を利用する外来者の利便性の向上の設置目的を達成するための能力を十分に有し、引き続き管理させることが適当と判断したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉委員長

浦田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○二宮委員

以前から市の駐車場の件に関してはちょっと意見言ったこともあるんですけど、この庁舎の駐車場も入れて、特に商店街の駐車場については、コインパーキングが今どこの施設行っても当たり前のようになっております。来る人も、やっぱりこう、今回コロナいうのもあるんですけども、人とかかわりがいいほうが楽というか、利用しやすいというような方もおられるっていう、そこについては重伝建も近いので、コインパーキングは、将来ですよ、今回の条例で云々というわけではないんですけども、近い将来にそういうふうにしてあそこに逆に案内をできるような…

駐車場の管理について特に異論があるわけではないんですけども、駐車場自体について、今コインパーキングというのがいろんな観光地行っても当たり前になっておりますし、今回、今年コロナというふうなことで、人とかかわりが逆に煩わしがられる方もおられるということも今あるので、できたらコインパーキングにして、あそこで管理としてあの周辺を案内できるような人を逆に置いていたほうがいいんじゃないかなど。ほんでもう一つ、駐車場二つあるんで、以前あったんですけど、留守されるときがあるんですよ。片方見にいったんかどうかちょっとわからんけど、そういうのもあったりして、僕らもあの辺におったら聞かれることもあったんですけども、そういうふうなことで今後ちょっと検討ができないか、お尋ねしたいなと思います。

○浦田経済振興課長

まず、令和4年度から、こちらで考えておりますのは、指定管理者と協議の結果なんですけど、時間貸しの駐車場を無料化をする計画をしております。これは、管理人による利用料の徴収業務が不要となり、また人件費の大幅な削減が可能であることから、廃止の方向で今調整を行っております。

委員ご指摘のコインパーキングの件ですが、こちらは今後検討課題としてこちらでまた協議をさせていただけたらと思います。

以上でございます。

○小玉委員長

ほか質疑はありませんか。

○山本委員

単純な質問、一般客の利用というのは年間どのぐらいあるものでしょうか。

○浦田経済振興課長

一般客、第1駐車場で大體、令和2年度の実績なんですけど、4,893台です。第4駐車場におきましては、令和2年の実績が1,549台でございます。以上でございます。

○小玉委員長

ほかに質疑はありませんか。なければ、以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第92号「西予市有料駐車場の指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小玉委員長

挙手全員であります。当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第93号「西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について」を議題いたします。浦田課長の説明を求めます。

○浦田経済振興課長

議案第93号「西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。本施設は、明浜地域の美しく豊かな自然環境を体験できる交流拠点として整備され、年間を通じ、市内外利用者の健康の保持、増進に大きな役割が期待されている施設であります。

今回、指定期間の終了に伴い、産業部指定管理者審査委員会での協議を経て、非公募により、あけはまシーサイドサンパーク株式会社を指定管理候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由につきましては、平成13年度から一貫して施設の管理運営に当たっており、各施設の設置目的達成に関するノウハウが十分に蓄積されていること、さらに、経営改善と営業努力により施設運営の効率化が図られ、観光客の確保や地域振興及び活性化のための取組の成果が認められることなどから、引き続き施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものであります。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉委員長

浦田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○二宮委員

一点だけ、コロナ禍の中の今年の利用状況、わかったら教えてください。

○網干明浜支所産業建設課長

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。昨年来、コロナの影響をかなり受け取りまして、団体客等々のキャンセルも続いております。

一方で、コロナ禍ということで、キャンプ部分、ひとりキャンプということもありまして、昨年については7月8月の利用がございました。今年につきましては、8月またゴールデンウィークと長雨等に、諸般の休日が重なりまして、大きく利用が減少をしております。

今年の状況でございますが、10月までのキャンプ場の利用は4,541名、昨年度が8,897名ですので、4,300名ほど減少しております。やはり県内の大学等、長期で団体100名ぐらいで来られる方があるんですけども、そういった団体のキャンセルが大きく響いております。

以上でございます。

○小玉委員長

ほかに質疑はありませんか。

そしたら、以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第93号「西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小玉委員長

挙手全員であります。当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」経済振興課所管分についてを議題いたします。浦田課長の説明を求めます。

○浦田経済振興課長

それでは議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」経済振興課所管分について説明をさせていただきます。予算書5ページをお開きください。第2表、債務負担行為、下段から6番目、西予市あけはまオートキャンプ場管理運営業務委託について、先ほど御説明しまし

た、議案第93号「西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について」指定期間における事業費の債務負担行為を設定するものであります。期間は令和4年度から令和7年度までの4年間、限度額は2200万円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉委員長

浦田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○小玉委員長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時25分）

○小玉委員長

再開いたします。（再開 午前10時29分）

質疑はございませんか。なければ質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第8号）」経済振興課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○小玉委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時30分）

【林業課】

○小玉委員長

再開します。（再開 午前10時33分）

議案第83号「行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について」林業課所管分を議題といたします。中城課長の説明を求めます。

○中城林業課長

それでは、議案第83号「行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について」その中の林業課所管であります、西予市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。国では、新型コロナウイルス感染症拡大への対応を契機といたしまして、押印、書面規制、対面規制の見直しが進められております。本市におきましても、市民、事業者等の申請等手続にかかる負

担軽減を図るとともに、行政手続のデジタル化を見据えた対策を推進するため、押印義務の見直しを行っているところでございます。

今回の条例改正は、押印の必要性や自主的意義を勘案し、西予市火入れに関する条例に規定する押印義務について廃止するものでございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いをいたします。

○小玉委員長

中城課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○中村委員

火入れという言葉は少しわかりにくいので、もう少しわかりやすく御説明いただけたらと思います。

○中城林業課長

火入れという言葉なんですけど、これにつきましては、森林法で定められております、森林に接近している、政令で定める範囲、森林から周囲1キロメートルにある原野、山岳、荒廃地、そのほかの土地において、火をつけるという行為についてのことでございます。

○中村委員

それは行政に対して許可を求める申請書ですかね。

○中城林業課長

市への申請をして、許可をおろすということになっております。

○中村委員

申請しなかった場合の罰則規定とかありますか。

○中城林業課長

森林法で定められておりますので、詳細な罰則についてはちょっと把握はしてないんですが、そういった制限もあるかというふうには考えております。

○小玉委員長

ほかにごございませんか。

○山本委員

単純な質問ですが、押印がいらないということではもう署名だけでいいということですか。署名なくても文章つくったらいいいということですか。

○中城林業課長

届出の申請書がございまして、そちらに記載

をしていただいて、その折に押印は必要がなくなるということでございます。

○小玉委員長

ほかにご覧いませんか。なければ以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第83号「行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について」林業課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小玉委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第91号「西予市野村トレーニングセンター条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。中城課長の説明を求めます。

○中城林業課長

議案第91号「西予市野村トレーニングセンター条例を廃止する条例制定について」御説明を申し上げます。西予市野村トレーニングセンターは、第2次林業構造改善事業の林業村落振興緊急対策事業により、主に林業者の体力づくりを目的といたしまして、昭和54年度に建設され、活用されてまいりました。平成21年4月より、放課後の児童保育の場を目的に学童保育施設として利用しておりましたが、建設後42年が経過し、利用者の減少と経年劣化による雨漏り等が頻発していたことから、平成29年4月から施設の利用を休止しておりました。その後の平成30年7月豪雨災害で1階の天井部分まで浸水し、復旧が困難な状態となっております。

本議案は、野村地区肱川周辺水辺まちづくり計画を推進するため、当施設を解体することとなったことから、西予市野村トレーニングセンター条例を廃止するものでございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○小玉委員長

中城課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。なければ以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第91号「西予市野村トレーニングセンター条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小玉委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。(休憩 午前10時40分)

【陳情】

○小玉委員長

再開します。(再開 午前10時43分)

陳情第1号「西予市内建築業者の育成に関する要望書」についてを議題といたします。陳情の内容につきましては、先日、委員会協議会の折りにお配りしておりますので、朗読は省略いたします。

暫時休憩いたします。(休憩 午前10時43分)

○小玉委員長

再開いたします。(再開 午前11時04分)

これより、審査に入ります。ご意見はございませんか。

○兵頭委員

陳情第1号ですが、昨年も陳情が出ております。ただ内容が、著しい物価上昇における工事予定価格の適正な設定についてが1点と、工事完成時の精算についてという、新たに2項目増えています。

特に、著しい物価上昇というのは、今年度、木材、ウッドショックとありますが、そういったことで急激な値上がりをして、ただ行政としての入札方法としては、設計した段階での単価を入れますので、それ以降に急激に値上がりした場合には対応できないということで、陳情としてはこういう形になっておりますけれども、値上がりした分は正式には行政も不足分を追加で出せるというのもありますので、それはそれとして、ただ業者からの陳情でございますので、当然昨年採択しておりますし、今回もその点を含めて陳情採択がいいのではないかと思います。以上です。

○小玉委員長

ほかにご意見はございませんか。なければ、採決に移ります。

お諮りします。陳情第1号「西予市内建築業者の育成に関する要望書」について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小玉委員長

挙手全員により当委員会としては採択すること

に決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時06分）

【請願】

○小玉委員長

再開いたします。（再開 午後0時59分）

請願第1号「米価の暴落阻止のため過剰在庫の市場隔離と生活困窮者への食料支援を求める請願」についてを議題といたします。

請願の内容につきましては、先日、委員会協議会の折りにお配りしておりますので朗読は省略いたします。

本請願の審査に当たっては、紹介議員がおられますので、紹介議員からの説明を許可いたします。和気議員、お願いします。

○和気議員

もうこの趣旨は配られておるということで、もうこのことについてはいいということですね。中読んだりは。

○小玉委員長

また質問があれば教えてください。

○和気議員

先に質問を受けるんですか。

○小玉委員長

違います。説明してください。

○和気議員

この食健連ですが、食糧と健康を守るということと、それを支える地域農業を守るという、だいたい学者さんとか農協関係の方の集まりというんですか、そういう組織で、そこから今回の米の暴落というんですかね、いうことで、非常に生産者米価が下がったということに対しての請願です。

あとはちょっと質問してもらったほうが都合がいいんですが、いいですかそれで。

○小玉委員長

紹介者の説明は終わりました。

ただいまから説明に対しての質疑を行います。質疑はありませんか。

○山本委員

生活困窮者という言葉があるんですが、これはどの程度というか、レベル言うたら言葉悪いんでしょうか。どの範囲までのことを考えられておられる表現でしょうか。

○和気議員

我々、いわゆる今回のコロナ禍で学生が非常に

困ったたんですね。それで食料を持って、市とかいうのやって、必要な人取りきなさいというたらものすごく大学生が集まってきて、各都道府県で1回ずつぐらいやるぐらいたくさん来られたんじゃないけど、そういった方ももちろんやけど、後はいわゆる生活困窮者という、生活保護とかそういった社会的弱者の人たちを対象にいう意味です。

ちょっとそこら辺のことを詳しくはよく調べてなかったんですけども。

○小玉委員長

山本委員、それでよろしいですか。

○山本委員

生活保護とかいう言葉なら分かるけど、この生活困難者という言葉なので、どの範囲なのかな、どういうふうな意識で支援制度というふうな言葉が使われたのかな。もうちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○和気議員

そこんとちょっと想定してなかったのだけれども、よく年末の東京でやってるじゃないですか、派遣村から、年越しができないような人たち来てくださいというようなことで、たくさんの方が集まるんですけどね、そういった方とか、いうことの意味です。

ここの説明の追加ということで、今米価が暴落して、ただでさえ所得補償制度があるでしょう、集落協定というのが。その中でもなかなかもう高齢化も絡んでるけども、だんだんと米価も安くなって米づくりももう嫌になったと言われるところがぼつぼつ出てきたということは私も聞いておるんですけども、そこで集落協定も結びたくないというふうなことも出てきておりかねないと、そういったような中で、米価が下がるというようなことは避けるべきじゃなかろうかというようなことを聞いております。

あとはやっぱり西予市宇和ももちろん米どころで、中山間地農家も少しずつ水田を守ることで地域営農いうんですか、地域集落の営農を何とか守っておると、その中でいわゆる集落協定もできなくなって、ぼつぼつと耕作放棄地も増えるというような状況になりかねんということですよ。そういった意味で、米価の保証をするべきではないかということの意見書です。説明になってないな。

○兵頭委員

今の説明からいくと、米価の補償も言われたんですが。そこの文章はどういうとこをとったらいのかいうのと、最後のほうに、今、山本委員から言われた生活困窮者のちょっと前なんですが、フードバンクへの提供や子ども食堂などを通じた人道のための政府買入れ、生活困窮者への食糧支援、ここのちょっと文章が政府買入れをどうせよ、どういう意味なのかちょっと説明願ったらと思います。

○和気議員

いわゆる過剰米を政府が買い入れるということですね。買い入れて一般市場の中でダブつかさないという意味と思うんですかね。意味と思うじゃなくて、意味ということですか。

○兵頭委員

過剰米を政府が買い入れというのは、あれは菅総理のときに、答弁でそういう米の補助はないというあれがあったと思います。その答弁が。というのは、もう18年からそれ何言うんですかね、減反廃止になって、お米農家は好きなようにつくっていいですよ、高く売ってもいいですよというのは理想のもとで販売、自分がやってくださいということで減反政策はなくなりましたが、ですから、その中で菅総理の答弁は、余剰米とかいうのはもう買い取りはせんということで、今政府はその方針でありますので、それをやめて買い取ってくれという意味でしょうか。

○和気議員

そうですね、要するにそのダブついたものについては政府が買上げて、米価の安定をするということですか。

○兵頭委員

もう一つ、その米価を買い取れという、この請願の趣旨が、そういうことが書いてあるところが見当たらないのですけれど、どこにそういうふうに書いてあるかちょっと説明願ったらと思います。

○和気議員

米価暴落の危険があると警告していますということですかね。

○兵頭委員

今言われたのはそういう意味ですか、上の3行目に、「危険があると警告しています。」これは請願の意味にはならないと思いますが、言われたやつに。いかがでしょうか。

○和気議員

在庫がダブついて、このままでは米価が暴落するというので、それとあわせて生活困窮者への食糧支援を求めるという請願です。

○山本委員

今の御説明をお伺いすると、ダブついている米イコール生活困窮者への支援というようなふうには聞こえるんですけど、食糧支援というのは米というものに限定してというふうなお考えでの請願内容なんでしょうかね。

○和気議員

ここは一応米ということを出しておるので、米です、この場で言うのは。そのほかのいろいろな支援はまた違う形ですということだと思います。

○小玉委員長

ほかにないですか。

委員長交代します。

(委員長交代)

○小玉委員

それこそここに「史上最大の生産調整を押し付け」いうて書いてありますが、今建前としては生産調整は行っておりません。あくまでも農協が、民間が主体となって作付面積を全国的に集計して、これだけの作付がありますよっていうのをやっておりますんで、これ生産調整というのはその前の制度ですんで、少し誤解があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○和気議員

確かにその点はそうですね。

(委員長交代)

○小玉委員長

委員長交代します。

ほかにございませんか。和気議員は言いたいことはほかにありませんか。なければもう終結いたしますが。よろしいですか。

それでは説明を終結いたします。

暫時休憩します。(休憩 午後1時15分)

○小玉委員長

再開します。(再開 午後1時15分)

それでは御意見を一人ひとり伺いたいと思います。宇都宮委員から。

○宇都宮副委員長

紹介議員である和気議員が言われたように、西予市宇和町は特に米どころではあるので、米農家さんとかにしたらありがたい話の部分もあるのか

などは思うんですけども、全体的に見ると、国の農業への支援はほかの業種に比べて多いようにも思います。こうやって今回これ出されてます地域農業と農村の崩壊の事態を招きかねないことは米価の下落だけで直結するものではないと思いますので、今回の内容は整合性に欠けるかなと思ひまして、私は賛成はしかねます。以上です。

○小玉委員長

ありがとうございました。

次、中村委員、お願いします。

○中村委員

生活困窮者へ救済の手を差し伸べるといことはもちろん必要であろうかと思いますが、今回のこの余剰米を政府が買い取って、それを生活困窮者へ支援のためにということは、私は少し乱暴といひますか、そう良い策であるとは感じておりませんので、私は賛成をしかねます。以上です。

○二宮委員

私も今回のタイトルであります、米価の暴落阻止のための過剰在庫の市場隔離ということと、生活困窮者への食糧支援を求めるといことの整合性はちょっと見当たらないということで、反対です。

○兵頭委員

私も同じ意見です。先ほどの和気議員からの説明を聞いても、上の文章と下の文章もつながりがない、整合性がないということで、この請願は不採択のほうがいいと思ひます。以上です。

○山本委員

私も和気議員に賛成議員の意見をいろいろお伺いをしたんですけども、なかなかそれは知らないというような答えが多くて、なかなか答弁が返ってきませんでしたので、あまりこう理解もされてらっしゃらないのかなというふうなことも思ひますし、今も出ておりましたけど、質問もしましたけど、余剰米イコール生活困窮者への食糧支援というような考え方になられておったみたいで、それだけの支援では難しいかな、本当に皆さん言われた整合性に若干欠けるかなというような気がします。本当に支援は大切なこと、そして農家を守る、農業を守るのは非常に大切なことで、やらずにやらないんですけども、この請願の内容に関しては若干賛成しかねるところがあります。以上です。

○小玉委員長

ほかに意見がなかったら採決に移りますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○小玉委員長

そしたらお諮りします。請願第1号「米価の暴落阻止のため過剰在庫の市場隔離と生活困窮者への食料支援を求める請願」について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小玉委員長

挙手ありませんので、当委員会としては不採択とすることに決しました。

暫時休憩します。(休憩 午後1時19分)

【産業部】

【農業水産課】

○小玉委員長

再開します。(再開 午後1時22分)

次に、議案第94号「西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について」を議題といたします。兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭農業水産課長

それでは、議案第94号「西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。本施設は、指定期間の終了に伴い、産業部指定管理者審査委員会での協議を経て、非公募によりあけはまシーサイドサンパーク株式会社を指定管理候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由としましては、長年施設の管理運営に当たっており、ノウハウが十分に蓄積されていることや、地域の産業振興や活性化の成果が認められることなどから、引き続き管理運営を行わせることが適当と判断したものです。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○山本委員

長年ノウハウを培ってこられたというふうに言われましたけど、具体的に何年間やってこられておりますか。

○兵頭農業水産課長

ふるさと創生館は、平成2年度に施設を整備されたわけなのですが、当初は明浜町直営で運用されておりましたが、平成13年12月1日から現在のシーサイドサンパーク株式会社に管理運営を委託しておりますので、それ以降続いてやっていただいているということになります。

○小玉委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宇都宮副委員長

主な事業、(5)のどこですかね、主な事業が(1)から(6)までであると思うんですけど、これ午前中のオートキャンプ場の主な事業と同じような感じかなと思うんですけども、これ何が違うんですか。

○兵頭農業水産課長

これは指定管理を行う会社の主な事業ということですので、同じ内容になっているのではないかと思います。

○小玉委員長

ほかに質疑はございませんか。

○兵頭委員

この温浴施設、これ新しく出来た後の年間の利用者、昨年今年はコロナの関係で少なかったと思うんですが、年間の利用者は大体どのくらいになっておりますか。

○兵頭農業水産課長

この件につきましては、担当課の明浜産業建設課長から回答していただきます。

○網干明浜支所産業建設課長

私から説明をさせていただきます。昨年一昨年来、コロナの影響で、やはり営業時間の短縮、臨時休暇等々で利用者は減少しております。令和2年度で、あけはま一れは7月4日のオープンでございますが、入浴で1万7960名、宿泊で818名、食堂レストランで1万6059名、宴会で1,261名でございます。令和3年度につきましては、現在まで宿泊で557名、食堂レストランで1万1597名、宴会で665名、入浴で1万2927名の利用となっております。

○小玉委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中村委員

運営方針のところ、自立した経営と成長する組織事業を確立するということがうたわれており

ます。自立した経営というのは、西予市からの補助金に頼らないというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○網干明浜支所産業建設課長

今現在シーサイドサンパークでは、収益の見直し、また人材育成を主に進めております。令和5年11月に新加工場のほうも整備する予定でございます。あわせて、会社で自立して指定管理委託料に頼らないような経営に向けて今進めていただいております。

○小玉委員長

ほかに質疑はございませんか。

暫時休憩します。(休憩 午後1時29分)

○小玉委員長

再開いたします。(再開 午後1時31分)

ほかに質疑はありませんか。なければ以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第94号「西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小玉委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第95号「高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について」を議題いたします。兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭農業水産課長

続きまして、議案第95号「高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。本施設は、指定期間の終了に伴い、審査委員会での協議を経て、非公募により、愛媛県漁業協同組合明浜支所を指定管理候補者として選定をいたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由としましては、本施設利用者の大半が漁協組合員であるため、効率的な管理運営が期待できること、また、船揚時の事故に際しても、損害保険の対応を熟知しており万全の体制が図られることから、引き続き管理運営を行わせることが適当と判断したものです。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○山本委員

この組合の組合員といますか、それはどのぐらいいらっしゃるんですか、現在。

○濱田農業水産課長補佐

令和3年4月1日現在ですが、愛媛県漁協明浜支所の組合員です。正組合員が80名、准組合員が70名となっております。

○山本委員

実際に船揚げられてる船はどのくらいの船を抱えられておるんですか。

○濱田農業水産課長補佐

昨年度の利用した船の数ですけど、延べで74隻利用しております。

○小玉委員長

ほかに質疑はございませんか。なければ以上で質疑を終結といたします。

お諮りします。議案第95号「高山漁港小浦船場場の指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小玉委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第96号「西予市物産会館の指定管理者の指定について」を議題といたします。兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭農業水産課長

続きまして、議案第96号「西予市物産会館の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。本施設は指定期間の終了に伴い、審査委員会の協議を経て、非公募により、株式会社どんぶり館を指定管理候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。選定の理由としましては、平成11年度施設開館以来、管理運営を行ってきており、ノウハウが十分に蓄積されていることや、市を代表する拠点施設として健全な運営がなされていることなどから、引き続き管理運営を行わせることが適当と判断したものです。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉委員長

兵頭課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありません

か。

○兵頭委員

レストランの経営についてですが、あそこのレストランは団体受入れという特殊なレストランですので、あっちのほうをちょっとお聞きしたいんですが、あそこは今年、去年、どのくらいの利用者があったんですか。道路の反対のほう。

○小玉委員長

暫時休憩します。(休憩 午後1時37分)

○小玉委員長

再開します。(再開 午後1時37分)

○兵頭農業水産課長

ただいま数字を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。

○二宮委員

どんぶり館は長い間いい実績でやられとるわけですけども、指定管理の期間ですよ、ここの長期にとかいう、そういう検討はされたんでしょうか。3年を5年にするとかいう。

○兵頭農業水産課長

その検討はしておらず、通常どおり3年間の管理運営ということで検討しております。

○小玉委員長

ほかに質疑はありませんか。なければ、以上で質疑を終結といたします。

お諮りします。議案第96号「西予市物産会館の指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小玉委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第97号「西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について」を議題といたします。兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭農業水産課長

議案第97号「西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。本施設は指定期間の終了に伴い、審査委員会での協議を経て、非公募により、株式会社グリーンヒルを指定管理候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由としましては、平成14年度の施設開館以来、管理運営を行ってきており、すぐれた製

造技術による順調な販売実績を達成していることや、地域の農業振興や雇用の安定化に寄与していることなどから、引き続き管理運営を行わせることが適当と判断したものであります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○兵頭委員

このケール栽培についてですが、以前あそこの会社へお伺いしたときに、もうこの地元だけではケールが不足して、鹿児島の方から取り寄せてるとかいう話を伺いましたが、今の栽培状況というのは、地元ではどの程度賄えておるのでしょうか。

○辻野村支所産業建設課長

ただいまの質問なんですけど、今、ケールの生産コストなんですけど、東宇和で春秋では異なりますが、約17戸からケールを仕入れております。生産ほ場面積なんですけど、東宇和で春で582アール、秋で242アールです。

ちなみに先ほど兵頭委員が言われましたケールの納入先なんですけど、東宇和以外に大洲たいき、松山のえひめ中央、秋に鹿児島から入れております。春は長野から今納入をしておるところでございます。以上答弁とさせていただきます。

○山本委員

運営方針の4番のところ、ちょっと物知らずに申し訳ないですけど、F S S C 22000を導入してとあるんですけど、これはどういうふうなもので、どういうふうなときに使われる、クレームを回避しておるといふふうな言われとるんですけど、どういうふうなものなんでしょうか。

○小玉委員長

暫時休憩します。（休憩 午後1時42分）

○小玉委員長

再開します。（再開 午後1時43分）

○兵頭農業水産課長

F S S C 22000はI S O 22000の追加要求事項で補強した食品安全マネジメントシステムに関する国際規格となっております。

○小玉委員長

ほかに質疑はありませんか。なければ以上で質

疑を終結といたします。

お諮りします。議案第97号「西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○小玉委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第98号「西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭農業水産課長

議案第98号「西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。本施設は指定期間の終了に伴い、審査委員会での協議を経て、非公募により、溪筋農産物加工組合を指定管理者の候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由としましては、平成14年度の施設開館以来運営管理を行ってきており、ノウハウが蓄積されていることや、地元組織が運営することにより地域農業者の生産、経営意欲の向上が認められることなどから、引き続き管理運営を行わせることが適当と判断したものです。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○兵頭委員

この溪筋農産物加工組合でつくられとるような商品というのはどんなやつがあるんですか。

○村上農業水産課長補佐

加工組合では、もちとかみそとかをつくって販売していると聞いております。

○兵頭委員

そういった加工品はどちらで販売されるんですか。その場所ですか。

○村上農業水産課長補佐

販売先につきましては、百姓百品とか学校給食のほうにも入れたり、地元の方に買っていたりしていると聞いております。

○兵頭委員

おいしい弁当なんかもつくっていただいて非常にありがたく思ってるんですけども、構成役員の方々、構成員の年齢も上がってきてるんじゃないかと思うんですが、補充といえますか、やめられてまた輪が広がっていくような動きとか、そういうようなところはつかんでおられますか。御高齢が進んでおられるとは思いますが。

○村上農業水産課長補佐

令和2年度の会員数が32名、令和元年度が35名ということで、先ほど言われましたように高齢化も進みまして、会員数が今減ってきている状態だと伺っております。

○小玉委員長

ほかに質疑はありませんか。なければ、以上で質疑を終結といたします。

お諮りします。議案第98号「西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小玉委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第99号「西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について」を議題といたします。兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭農業水産課長

議案第99号「西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。本施設は指定期間の終了に伴い、審査委員会での協議を経て、非公募により、東宇和農業協同組合を指定管理候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めます。選定の理由としましては、平成6年度の施設開館以来運営管理を行ってきており、ノウハウが蓄積されていることや、当施設は本市の畜産拠点施設として、東宇和農協畜産部、県酪連の関係機関の総合事務所としても活用していることから、引き続き管理運営を行わせることが適当と判断したものです。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

なければ以上で質疑を終結といたします。

お諮りします。議案第99号「西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小玉委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第100号「西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭農業水産課長

議案第100号「西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。本施設は、指定期間の終了に伴い、審査委員会の協議を経て、非公募により、農事組合法人野村町飼料混合施設利用組合を指定管理候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めます。

選定の理由としましては、平成6年度の施設開館以来運営管理を行ってきており、ノウハウが蓄積されていることや、地域畜産農家の生産性向上を図るなどの実績が認められることから、引き続き管理運営を行わせることが適当と判断したものです。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○兵頭委員

この飼料混合の件で、今世界的に何もかも物上がりいいですか、飼料などもこれ上がると思うんですが、今後この飼料の値上がりとか、そういう動向いいですか、そういったことはいかがでしょうか。

○小玉委員長

暫時休憩します。(休憩 午後1時53分)

○小玉委員長

再開します。(再開 午後1時54分)

○酒井産業部長

担当者もいろんな情報が入ってきておるので、後ほど資料を整えまして、報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小玉委員長

ほかに質疑はございませんか。

○山本委員

運営方針のこの大事なことだと思うんですが、5番地域との連携で各生産組織との連携強化を図るといふふうにあるんですけど、具体的なことがあれば教えてもらったらと思います。

○兵頭農業水産課長

担当係長の兵頭係長から答弁をさせていただきます。

○兵頭農業水産課係長

先ほどの質問に対して御説明させていただきます。地域連携いたします、その事業なんですけども、こちらの飼料混合施設は、飼料を共同で購入いたしまして、そこで入札をかけまして、多少でも農家のコストを下げるといことが目的でありますので、農家を少しでも利用、そして組合をふやまして、少しでも量を多くするという協定のもと、農家との連携を結んでおりますので、そこから辺でまた活動していきたいと思っております。以上でございます。

○小玉委員長

ほかに質疑はありますか。なければ以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第100号「西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小玉委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第101号「西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について」を議題いたします。兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭農業水産課長

議案第101号「西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。本施設は指定期間の終了に伴い、審査委員会の協議を経て、非公募により、大野ヶ原環境施設組合を指定管理候補者として選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由としましては、本施設は地元組合で管理運営を行うことを前提として建設された施設であり、畜産農家を主体とした当組合が平成20年

度から長年従事してきたことや、地域に密着した健全運営がなされていることなどから、引き続き管理運営を行わせることが適当と判断したものです。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。なければ、以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第101号「西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小玉委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第102号「西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について」を議題いたします。兵頭課長の説明を求めます。

暫時休憩します。(休憩 午後1時58分)

○小玉委員長

再開します。(再開 午後1時58分)

それでは、関連がありますので、議案第102号「西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について」から、議案第105号「西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について」を一括議題いたします。兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭農業水産課長

議案第102号「西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について」、議案第103号「西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について」、議案第104号「西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について」、議案第105号「西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について」の4議案の提案理由を一括して御説明申し上げます。この4施設の指定期間の終了に伴い、審査委員会での協議を経て、非公募により株式会社城川ファクトリーを指定管理候補者として選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。選定の理由としましては、各施設の設置以来運営管理を行ってきており、十分なノウハウを有していることや、これまでの経営戦略や経営努力により適切な運営がなされてきたことなどから、引き続きこ

れら4施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものです。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○二宮委員

収支計画書なんですけれども、見てみると、全部が委託料が半端がついてるといいうか細かいといいうか、金額になっとるんですけれども、これは何かどういう意図があつてなのか、ほかのはもうちょっと万単位とかいいうふうになってると思うんですけれども、もし何かありましたら。

○小玉委員長

暫時休憩します。(休憩 午後2時01分)

○小玉委員長

それでは再開いたします。(再開 午後2時03分)

○兵頭農業水産課長

ただいまの回答につきましては、再度詳細を調べまして後ほど回答させていただきます。

○小玉委員長

ほかに質疑はありませんか。なければ質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第102号「西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小玉委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第103号「西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小玉委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に議案第104号「西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小玉委員長

挙手全員であります。よって、当委員会として

は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第105号「西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小玉委員長

挙手全員であります。当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」農業水産課所管分を議題といたします。兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭農業水産課長

議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」農業水産課所管分について説明をさせていただきます。

まず初めに歳出予算から説明させていただきます。予算書17ページをお開きください。6款農業水産業費、1項農業費、3目農業振興費の4億6066万円を69万円増額し、4億6135万円とするものです。

今回の補正は、農業後継者育成事業にて、農業従事者の減少や高齢化による担い手不足を解消するため、市外からの新規就農希望者を積極的に育成する事業者に対し、その研修に要する経費を補助する農業研修生サポート事業補助金を実施していますが、この補助金については、交付要綱を制定した令和元年度以降申請者は1人もいない状況でした。その要因として、要綱の中に、市外からの就農希望者であっても市内に3親等以内の親族が居住している場合には補助対象外となってしまう要件がありまして、研修を請け負う事業者からもこの要件に対する緩和措置の要望があったことから、今年度からは利用促進を図る目的で当該要件を撤廃した結果、当初予算の想定人数1名を超える3名からの新規申請があり、その不足額として69万円を補正するものです。

続いて同ページ、10目農村環境保全向上活動支援事業費につきましては、1億5909万4000円を200万円増額し、1億6109万4000円とするものです。今回の補正は、農村環境保全向上活動支援事業にて、令和4年度に多面組織を対象に、田んぼダムの実証試験を実施し、効果及び課題の検証を行う予定としていますが、その事前準備に必要な経費として、試験方法を検討いただく愛媛大学教授への報償費と、実証試験に使用する田んぼダム

用せき板の購入費を合わせて、合計200万円を計上するものです。

続いて同ページの3項水産業費、2目水産業振興費については、2833万4000円を1170万3000円増額し、4003万7000円とするものです。

今回の補正は、予測不能な自然災害等から養殖業者の経営を守る共済制度への加入促進を支援するために、加入経費に対する魚類養殖等共済支援事業補助金を当初予算で計上していますが、県漁協明浜支所及び八幡浜漁協から、新型コロナウイルスの影響による流通停滞や燃料の高騰にて特に打撃を受けている養殖業者への支援を求める要望書が提出されたことから、当市と同様に八幡浜漁協から要望書の提出があった八幡浜市及び伊方町と調整を行った結果、関係市町が連携して当該補助金の増額支援を行うこととなりましたので、その財源として1170万3000円を補正するものです。

歳出予算は以上となります。

続いて、歳入予算を説明させていただきます。予算書10ページをお開きください。15款県支出金、2項県補助金、4目農業水産業費県補助金、1節農業費県補助金を200万円増額するものです。

今回の補正は、農村環境保全向上活動支援事業費に対する県補助金で、田んぼダム実証試験への取組に対する県からの支援として、市の事務費へ200万円の追加補助を認めていただいたことから計上しており、先ほど歳出予算で説明しました田んぼダムの事前準備に伴う予算に充当することとしています。

続いて、債務負担行為について説明をさせていただきます。予算書5ページをお開きください。第2表の債務負担行為一覧表のうち、上から8番目の西予市野村畜産総合振興センター管理運営業務委託から、15番目の西予市溪筋農林水産物処理加工施設管理運営業務委託までの8件について、先ほど御説明しました各施設の指定管理者の指定に伴い、指定期間における事業費の債務負担行為を設定するもので、それぞれの期間及び限度額は一覧表を御確認ください。

以上で、農業水産課所管分の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉委員長

兵頭課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○二宮委員

予算書17ページの農村環境保全向上活動支援事業費、田んぼダムの件ですけれども、試験的運用ということで御説明がありました。板の購入費ということで今御説明あったんですけれども、マスの改修みたいなものは必要がないんでしょうか。

○兵頭農業水産課長

もちろんマスが壊れている場合は、せき板を行っても田んぼダムとしての機能が発揮しない場合がございます。それに関しましての修繕等は多面の交付金で対応が可能となりますので、地元の多面組織にそういったものがあれば、交付金で対応していただくようお願いをしているところであります。

○二宮委員

私もネットでどんなもんかなと思って調べただけなんですけど、排水のところはせきをつくってみたいな話だったと思うんですけども、自分とこの地域の見たときに、全く止めるところがないところがあるわけですよね。そういうところは新設で、地元でやるということなんですかね。そういう場合に、せき板止めるところをつくらしたら、また新たに地元でせないけんのか、こういう事業費の中でやっていただけるのかということなんですけども。

○兵頭農業水産課長

今考えている要件としましては、今回の実証試験についてですが、市でせき板は用意をしますが、それ以外の修繕、また畦塗り等もあると思います。そういうのは交付金で対応していただくことで統一させていただいております。

○小玉委員長

ほかに質疑はありませんか。

○山本委員

関連してないんですけど、僕がちょっと聞き漏らしてるんだと思うんですけど、場所は具体的にどこでやられてるんですかね。

○兵頭農業水産課長

場所につきましては、宇和町の空所地区及び清沢地区、この2カ所で実証試験を行う予定としております。

○小玉委員長

ほかにありませんか。なければ以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第111号「令和3年度西予

市一般会計補正予算（第8号）」農業水産課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○小玉委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時14分）

【建設部】

【建設課】

○小玉委員長

再開します。（再開 午後2時29分）

これより建設部所管の審査へ移ります。

三瀬建設部長より挨拶をお願いします。

○三瀬建設部長

挨拶を行う。

○小玉委員長

それでは議案第109号「市道路線の廃止について」と、議案第110号「市道路線の認定について」を、関連がありますので、2議案一括して議題といたします。三瀬課長の説明を求めます。

○三瀬建設課長

議案第109号「市道路線の廃止について」、議案第110号「市道路線の認定について」関連がございますので、一括して御説明申し上げます。本件は市道路線の廃止1件、そして認定が10件でございます。既に配信しております資料をごらんください。

それでは、路線名、旧町地区204号線の廃止とあわせまして、関連します旧町地区204号線及び旧町地区409号線の認定について御説明いたします。廃止する旧町地区204号線は、東宇和農協横、国道56号線を起点といたしまして、JR線路を越える跨線橋及び肱川にかかる山崎橋を經由し、市道旧町地区175号線へ接続する路線でございます。卯之町はちのじまちづくり整備事業において、老朽化した跨線橋を撤去し卯之町駅西側に付け替えたため、撤去した跨線橋区間を廃止し、残る市道を再認定するものでございます。再認定する路線は、起点を旧路線と同じく国道56号線側とし、線路手前を終点とする旧町地区204号線、そして旧路線の終点側、旧町地区175号線側を起点とし、線路の手前を終点といたします旧町地区409号線としております。

続きまして、野村地区の6路線でございます。あけぼの中央線からあけぼの西線までの6路線の認定について、一括して御説明申し上げます。本路線は、平成7年度から平成9年度にかけて、野村町土地開発公社によって宅地開発を行ったあけぼの団地内の都市計画法による開発道路として整備されたものでございます。完成後24年が経過しております。本路線は、地域の生活に密着し生活道路として必要な路線でありますので、今後市道として維持管理していくのが妥当ということで、全6路線の認定を要望するものでございます。路線名は、あけぼの中央線、あけぼの下線、あけぼの上線、あけぼの東線、あけぼの南線、あけぼの西線の6路線でございます。

続きまして城川町の2路線でございます。まず、池野々古市線の路線認定について御説明申し上げます。本路線は、平成21年度に農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業により路線の一部区間を整備した経緯がございます。現在も地域の主要道路として供用されておまして、城川町の池野々地区と、東古市地区間を結ぶ主要路線であるとともに、国道197号線を補完する機能をあわせ持つ路線でありますので、市道認定を要望するものでございます。

最後でございますが、稲田窪田線の路線認定について御説明いたします。本路線は、平成17年から平成22年度にかけて、中山間総合整備事業により一部区間を整備した経緯がございます。現在も地域の主要道として供用されておまして、城川町の中津川地区と西古市地区間を結ぶ主要路線であるとともに、四国西予ジオパークの拠点施設、中津川トゥファへの唯一のアクセス道路として重要な位置づけの路線であることから、市道認定を要望するものでございます。

以上、市道路線の廃止1件、市道路線の認定10件の御説明とさせていただきます。

なお、本件に係る市道の廃止、認定につきましては、先般11月5日に開催いたしました、西予市道路格付専門委員会において御承認をいただいております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小玉委員長

三瀬課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。なければ、以上で質疑を終結といたします。

お諮りします。議案第109号「市道路線の廃止について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小玉委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第110号「市道路線の認定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小玉委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第8号）」建設課所管分を議題といたします。三瀬課長の説明を求めます。

○三瀬建設課長

それでは、議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第8号）」建設課所管分について御説明申し上げます。予算書は17ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、石城地区101号線改良事業におきまして、国からの内示額が示されたのを受けまして、本補正におきまして充当財源を調整するものでございます。内訳といたしましては、国費の名称でございますが、地方創生道路整備交付金でございます。この交付金が26万1000円減額という内示がありました。これに伴いまして、起債額を20万円増額いたしまして、一般財源6万1000円を計上するものでございます。総事業費は変わりません。

続きまして、18ページの中程になります。8款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費、危険空家除却事業におきまして、18節負担金補助及び交付金といたしまして400万円を計上しておるところでございます。これは危険空家除却事業の国、県の補助金の追加内示を受けまして、除却事業5件分を追加実施するため補助金の増額補正をするものでございます。1件当たり80万円が補助の限度額となっておりますので、80万円掛ける5件分ということで、400万円を計上するものでございます。

なお、その財源の内訳といたしましては200万円が国庫補助金でございます。これは50%で200万円が国庫補助金、県の補助金が25%の100万円、そして西予市の持ち出しが残り25%の100万

円でございます。

以上、令和3年度の一般会計補正予算（第8号）建設課所管分の御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小玉委員長

三瀬課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○兵頭委員

危険空家除却事業ですが、今回この5件追加で出たということと思うんですけど、大体年間どのくらいのペースでやられてるんですか。

○三瀬建設課長

今年の受付件数が全部で73件ございました。そのうち補助対象となるのが44件ございます。それで前年度どうしてもやっぱり補助の枠に乗せることができなかつた方が、本年度待っていただいております方が14件ございましたので、全部で58件ございました。そのうちの今40件について交付決定を行って、それぞれ業者に委任をされて、除却工事を進めてもらっておるところでございます。

そこで今回、国と県から5件分ちょっとやってもらいまいかということで追加内示をいただきましたので、担当でまたすぐに対応できる申請者の方を当たりまして、何とか事業を行おうということで今努力しておるところでございます。

○兵頭委員

ということで、まだまだ毎年除却をしたいという希望者はこれからまたふえていくと思うんですが、なら年間約40件から50件ぐらいが事業対象ということで進めていかれると思うんですが、ふえたときにはやっぱりそれなりの対応ができるという判断でよろしいですか。

○三瀬建設課長

今年度も補助枠を40件ほど、申請をしておるところで、満度に40件つけていただいております。今回また5件を追加で内示受けたということもございまして、新年度の予算要求としては45件、一度に10件ほどふやすというのが事務的な作業もございまして、消化できるかどうかちょっとまだ不安なところもございまして、来年度は45件ということで国県のほうに申請をしていく考えでございます。

○小玉委員長

ほかにありませんか。

○中村委員

危険空家の判定についてお伺いします。空き家のうち、すぐ使えるすぐ使えない補修要る云々で、最下層にいるのが危険空家だと理解しています。行政で判断されているものが、今旧町別でわかっただけで何件ぐらいあるのかなということをお教えいただけますか。

○三瀬建設課長

今年の空家対策協議会の資料から御説明申し上げます。危険空家というのは、ABCDEの5ランクにより判定しております。その中のDとEのランクというのが危険空家ということでございまして、その中でも申請があった物件につきましては、現場に立入りまして危険度を判定いたします。そこで、危険度判定が100以上になった場合が危険空家除却の対象ということでございます。それで旧町ごとの危険空家、DEランクの合計を申し上げますとよろしいですか。明浜町が86件でございます。宇和町が100件でございます。野村町が161件、城川町が96件、三瓶町が88件、全部で531件という数字になります。

○中村委員

そうすると年間45件ずつぐらい今後こなしていくとすると、10年余りかかるのかなあと。その間にまた危険空家は多分ふえていくのだろうみたいなこと。最終的にゼロ件に持っていく云々の話をしているんじゃないんです、すいません。申請があったところを優先的に進めていく、その申請は家の持ち主が申請をする、空家だからよそにお住まいだみたいなことがあろうと思うんですけど、行政が受け付けるのは先着順で受け付けるんでしょうか。旧町別のバランスとかほとんど考えないというふうに理解してよろしいですか。

○三瀬建設課長

先着順といいましても、やっぱり個人の持ち物でございますので、先着順も確かに大事かと思いますが、うちといたしましては申請された中で、危険度の高い、ケースバイケースで立地条件といえますか、それによって第三者の方が危険に遭遇するとかいうそういう立地条件のところを先に優先して採用するということになると思うんですけど、今はもう点数、危険度、そしてその立地条件、そのほうで判定させてもらっております。

○小玉委員長

暫時休憩します。（休憩 午後2時46分）

○小玉委員長

再開します。（再開 午後3時00分）

ほかに質疑はありませんか。なければ以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第8号）」建設課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○小玉委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

本委員会に付託された議案、請願、陳情についての審査は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。

○宇都宮副委員長

以上で、令和3年第4回定例会産業建設常任委員会を閉会いたします。

（閉会 午後3時01分）

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会産業建設常任委員長